

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に係るパブリックコメントで寄せられた
主な意見について

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について、平成 25 年 6 月 12 日から 7 月 11 日まで実施したパブリックコメントで寄せられた主な意見を報告する。

(1) 使用基準に関する意見

- ・ 亜塩素酸ナトリウムと酸を混和した場合、亜塩素酸ナトリウムとは異なる酸性化亜塩素酸ナトリウムに変化する。このため、亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正ではなく、酸性化亜塩素酸ナトリウムとして新規指定すべきではないか
- ・ 亜塩素酸ナトリウムの使用量の最大限度のみを制限した使用基準で良いのか。pH や浸漬時間を規定すべきではないか
- ・ カズノコの加工品及び卵類について、データがないにも関わらず、最大使用濃度が現状より拡大している理由を示されたい
- ・ 依然として干しかずのこ及び冷凍かずのこが対象外となっている理由を示されたい
- ・ 使用基準における「使用」について、明らかとされたい
- ・ 生食用鮮魚介類等の加工基準で添加物の使用制限があるが、どの工程まで使用することが可能か

(2) 安全性に関する意見

- ・ 発がん性の報告があるにも関わらず、生ものへの使用を許可することについて、安全である根拠がない
- ・ 1.20g/kg という高濃度で亜塩素酸ナトリウムを使用した場合、対象食品中に高濃度の有効塩素が残存する危険性が高く、魚介類、野菜類、果実類を購入した一般消費者が、家庭内でこれらの食品を用いて酢漬けなどの調理加工を施した場合、二酸化塩素ガスが発生する危険性があるのではないか
- ・ 食品加工の施設内に大量の二酸化塩素ガスが発生し、大規模な事故につながるのではないか
- ・ 酸性化亜塩素酸ナトリウムを供給するシステムメーカーでは、二酸化塩素ガスによる人体への暴露を回避するために、専用の装置内で用時調整し、密閉した空間内で使用することを前提としたプラントでの使用を勧めている。酸性化亜塩素酸ナトリウムを食品添加物として認めるのであれば、これらを使用条件として明記すべきである
- ・ 食品安全委員会の評価結果の通知には、「最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないこととされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提にする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく」とあるが、亜塩素酸ナトリウムを酸性化亜塩

素酸ナトリウムとして使用する前提であれば、酸性化亜塩素酸ナトリウムには亜塩素酸という別の成分が含まれているため、通知と齟齬が生じているのではないかと

(3) 有効性に関する意見

- ・ 酸性化塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水は異なる物質であり、酸性化亜塩素酸ナトリウムの有効性のデータと亜塩素酸水の有効性のデータを引用して亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正を行うことは不適當である
- ・ 亜塩素酸ナトリウム単体で、酸性化亜塩素酸ナトリウムと同じ効果を示すとのデータが示されておらず、亜塩素酸ナトリウム単体での有効性のデータが必要ではないか
- ・ 魚介類で食中毒の発生率が最も高い腸炎ビブリオに対する有効性が確認されていないため、対象食品を鮮魚介類に拡大するべきではない。腸炎ビブリオに対する有効性について、ホタテ貝では有意差ありを示す*表記がなく、効果がないのではないかと
- ・ アメリカの 21CFR で規定された方法で使用した場合におけるデータを要請者に求めるべきである

(4) 残留性に関する意見

- ・ 食品中への残留性のデータを評価すべきである
- ・ 残留性を確認する分析方法及び検証結果を示すべきである
- ・ 残留する場合に使用基準に合致するための除去方法及びその検証結果を示すべきである
- ・ 塩蔵品やボイル品を現行の亜塩素酸ナトリウムの分析法で測定しても N.D.となるだけで、亜塩素酸ナトリウムや有効塩素の量を測定することができない。対象食品を拡大するのであれば、対象食品に対応する分析方法を確立すべきである。現状では、生食用野菜類のみイオンクロマトグラフィー（試験法A）測定が可能であるため、対象食品はこれまでどおりとし、果実類や野菜類に拡大すべきではない
- ・ 果実類や野菜類は生で食べる場合が多く、除去できないことが多いと考えられるにもかかわらず使用量が増えるのはおかしい
- ・ 残存基準は「最終食品で分解・除去」となっているが、水ですすげば除去されたと考えて良いか

(5) その他

- ・ 亜塩素酸ナトリウムは表示義務がなく、消費者が知る手立てがないことが問題である。使用量及び使用薬品の表示を義務づけるべきである
- ・ 酸性化亜塩素酸ナトリウムについて、添加物部会報告書案中に既に使用実態があると記載されているが、その法的な根拠を示されたい
- ・ 改正案について、一般消費者にも分かりやすい資料を提示すべきである